

半田市週休2日工事实施要領（建築工事編）

（目的）

第1条 本要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けて、半田市が取り組む建築工事の週休2日工事について、必要な事項を定め、適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

（対象工事）

第2条 半田市が発注する工事で、単価適用日が令和8年4月1日以降の工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) その他発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

（用語の定義）

第3条 本要領における用語は次のとおり定義する。

(1) 週休2日

①月単位の週休2日（参考1）

対象期間の全ての月において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日（参考2）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 工事着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(4) 工事完成日

工事目的物が完成した日をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（達成基準）

第4条 週休2日の達成基準は次のとおりとする。

(1) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の対

象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていただければ、達成しているとみなす。

(2) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、降雨、積雪等による予定外の閉所日や、猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

（積算方法等）

第5条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日工事において、次の①又は②の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

①月単位の週休2日工事（4週8休以上） 1.02

②通期の週休2日工事（4週8休以上） 1.00（補正なし）

(2) 単価の補正方法

①複合単価の補正

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に(1)の補正係数を乗じて補正する。

②市場単価、補正市場単価の補正

市場単価と補正市場単価は、(1)の補正係数から算出した表1、表2及び表3の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

・市場単価 × 改修補正率

・補正市場単価 × 改修補正率

③物価資料の掲載価格の補正

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、(1)の補正係数から算出した表1、表2及び表3の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事及び全館無人改修】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

④単位施工単価の補正

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなり、この複合単価に含まれる労務単価に(1)の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後} \\ \text{のシフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、(1)の} \\ \text{補正係数を乗じた労務単価を} \\ \text{用い算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後} \\ \text{のシフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、(1)の} \\ \text{補正係数を乗じた労務単価を} \\ \text{用い算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のベース単価} \end{array}}$$

(3) 積算及び変更方法

月単位の週休2日の達成を前提に、(1)①により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

（対象工事である旨等の明示）

第6条 対象工事である旨等の明示は次のとおりとする。

(1) 発注者は、現場説明書等へ「週休2日工事」の対象であることを記載する（別記 記載例参照）。

(2) 工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。

（現場閉所の確認方法等）

第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

・監督職員は、月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む旨を記載した総合施工計画書及び現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。

・対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

② 工事着手後

・監督職員は、工程計画の見直し（軽微なものについては除く。）が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合、工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

- ・監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため最終的な現場閉所（現場休息）率が確認できるものを監督職員に提出する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成により事務負担が増大しないように留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示は行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
(適正工期の設定等)

第8条 適正工期の設定等は次のとおりとする。

(1) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方^{*}」等に基づき、全体の工期に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必用な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(2) 工事成績評定

月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」において評価する。また、提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、2点減点する。

(3) 取組証の発行

(2)により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」(様式)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

(4) モニタリングの実施

週休2日工事を実施する場合、監督職員はモニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議する。

また、モニタリングの一環として、監督職員から受注者へアンケート調査等の依頼があった場合は、受注者はこれに協力するものとする。

対象工事の受注者は、通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

※「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議（最新版を適用）

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(参考1) 月単位の週休2日工事

対象期間の開始日に関わらず暦上の月を1月とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率 28.5%以上取得した場合、達成とする。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。(※1)

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | ●月1日 |
| ●月2日 | ●月3日 | ●月4日 | ●月5日 | ●月6日 | ●月7日 | ●月8日 |
| ●月9日 | ●月10日 | ●月11日 | ●月12日 | ●月13日 | ●月14日 | ●月15日 |
| ●月16日 | ●月17日 | ●月18日 | ●月19日 | ●月20日 | ●月21日 | ●月22日 |
| | 夏季休暇 | | | | 閉所 | 閉所 |
| ●月23日 | ●月24日 | ●月25日 | ●月26日 | ●月27日 | ●月28日 | ●月29日 |
| ●月30日 | ○月1日 | ○月2日 | ○月3日 | ○月4日 | ○月5日 | ○月6日 |
| ○月7日 | ○月8日 | ○月9日 | ○月10日 | ○月11日 | ○月12日 | ○月13日 |
| ○月14日 | ○月15日 | ○月16日 | ○月17日 | ○月18日 | ○月19日 | ○月20日 |
| ○月21日 | ○月22日 | ○月23日 | ○月24日 | ○月25日 | ○月26日 | ○月27日 |
| ○月28日 | ○月29日 | ○月30日 | △月1日 | △月2日 | △月3日 | △月4日 |
| | | | | 施工完了日 | 閉所 | 閉所 |

⇒評価対象外

1月目 (●月9日～●月30日)
 →現場閉所日6日/対象期間19日 = 31.5% ≥ 28.5%
 4週8休 (28.5%以上) 現場閉所 → **達成**

非対象期間としてカウント

2月目 (○月1日～○月30日)
 →現場閉所日8日/対象期間30日 = 26.6% ≤ 28.5%
 対象期間内の土曜日・日曜日は8日 = 現場閉所日8日 → **達成**
 ※1土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

3月目 (△月1日～△月2日)
 →現場閉所日0日/対象期間2日 = 0% ≤ 28.5%
 対象期間内の土曜日・日曜日は0日 = 現場閉所日0日 → **達成**
 ※1土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休2日 = 達成
 (すべての月で達成しているため)

(参考2) 通期の週休2日工事

| (□：工事実施日) | | | | | | | 現場閉所率 | | |
|------------------------------------|---|----------|------------------|------------------|---------|----|-------|--------|--------------------------|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日数 | 現場閉所日数 | 備考 |
| 準備期間← | | | 対象期間 開始日 □ | □ | □ | 閉所 | 4 | 1 | |
| 閉所 | □ | □ | 振替閉所 | □ | □ | □ | 7 | 2 | |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | 閉所 | 1 | 1 | 発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。 |
| 閉所 | □ | 祝日 閉所 | □ | 夏季休暇（3日間） | | | 4 | 2 | 夏季休暇は非対象期間とする。 |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | 閉所 | 7 | 1 | |
| 閉所 | □ | 振替閉所 | □ | 祝日 閉所 | □ | 閉所 | 7 | 4 | |
| 閉所 | □ | □ | □ | □ | 雨天閉所 | □ | 7 | 2 | 雨天による振替閉所は現場閉所と認める。 |
| 閉所 | □ | □ | □ | □ | □ | □ | 7 | 1 | |
| 閉所 | □ | □ | □ | □ | □ | 閉所 | 7 | 2 | |
| 閉所 | □ | □ | □ | 対象期間 終了日 □ | →後片付け期間 | | 5 | 1 | |
| 現場閉所率 | | | | | | | 56 | 17 | 現場閉所率 = 30.3%※1（17日/56日） |
| 現場閉所率 = 30.3% ≧ 28.5% 通期の週休2日達成 | | | | | | | | | |

※1 小数第2位切り捨て

表1 建築工事の補正率

| 工種 | 摘要※ | 月単位の週休2日 | |
|--------------------|-------------|-----------|-----------|
| | | 新営 補正率 | 改修 補正率 |
| 仮設工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 土工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| 地業工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 鉄筋工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| コンクリート工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| 型枠工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| 鉄骨工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 |
| 既製コンクリート | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 防水工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.08 |
| 防水工事（シーリング） | 市場単価 | 1.01 | 1.14 |
| 防水工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 石工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| タイル工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 木工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 屋根及びとい | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 金属工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.09 |
| 金属工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 左官工事（仕上塗材仕上） | 市場単価 | 1.01 | 1.01 |
| 左官工事 （仕上塗材仕上以外） | 市場単価 | 1.01 | 1.16 |
| 左官工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 建具（ガラス） | 市場単価 | 1.01 | 1.10 |
| 建具（シーリング） | 市場単価 | 1.02 | 1.16 |
| 建具 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 塗装工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.15 |
| 塗装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 内外装工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.13 |
| 内外装工事（ビニル系床材） | 市場単価 | 1.01 | 1.08 |
| 内外装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 内外装工事（ビニル系床材） | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 仕上げユニット | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 排水工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 舗装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 植栽及び屋上緑化 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

※通期の週休2日は補正なし

表2 電気設備工事の補正率

| 工種 | 摘要 | 月単位の週休2日 | |
|------|-------------------------------------|-----------|-----------|
| | | 新営 補正率 | 改修 補正率 |
| 配管工事 | 電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス | 1.01 | 1.19 |
| | ケーブルラック | 1.01 | 1.15 |
| | 位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング | 1.01 | 1.18 |
| | プルボックス | 1.01 | 1.13 |
| | プルボックス用接地端子 | 1.00 | 1.00 |
| | 防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床) | 1.01 | 1.14 |
| | 防火区画貫通処理 金属管・丸型用 | 1.01 | 1.05 |
| | (電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管 | 1.01 | 1.15 |
| 配線工事 | 600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル | 1.01 | 1.17 |
| 接地工事 | (接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製) | 1.01 | 1.01 |

※通期の週休2日は補正なし

表3 機械設備工事の補正率

| 工種 | 摘要 | 月単位の週休2日 | |
|-------------------|------------------------------|-----------|-----------|
| | | 新営 補正率 | 改修 補正率 |
| 保温工事 | 配管用、ダクト外用及び消音内貼 | 1.01 | 1.15 |
| ダクト設備 | 低圧ダクト外、排煙ダクト外及び低圧ファンパ-類 | 1.01 | 1.15 |
| ダクト付属品 | 既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付 手間のみ | 1.02 | 1.22 |
| 衛生器具設備 (工口を除く) | 取付手間のみ | 1.02 | 1.22 |

※通期の週休2日は補正なし

(別記) 現場説明書等における記載例

1. 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事である。詳細については、「半田市週休2日工事実施要領（建築工事編）」（令和8年4月1日施行）を参照すること。
2. 月単位の週休2日の達成を（全ての月で現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

様式（第8条関係）

年 月 日

週休2日工事取組証

名 称

代表者（契約の相手方）様

| | |
|----------------|------------|
| 工 事 名 | |
| 路 線 等 の 名 称 | |
| 工 事 場 所 | |
| 契 約 締 結 年 月 日 | 年 月 日 |
| 最 終 契 約 金 額 ※1 | 金 円 |
| 工 期 | 着手 年 月 日 |
| | 完了 年 月 日 |
| 完 了 年 月 日 | 年 月 日 |
| 引 渡 し 年 月 日 ※2 | 年 月 日 |
| 本 工 事 の 業 種 ※3 | |
| 週 休 2 日 の 形 式 | 月単位の週休2日工事 |

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 検査結果通知書に記載の検査年月日を記載

※3 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載

(例) PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

半田市長

印